

14 狩猟税

(単位 円)

区 分	税 率	調 定 額		
		税 額	件 数	
法第700条の52第1項 銃器 網・わな 空気銃 (第5号該当)	$16,500 \times 1/2$ 16,500	所得割額の納付を要する者 (第1号該当) 法附則第32条第1号に該当するもの	1,541,600	188
		その他	18,232,500	1,105
	$11,000 \times 1/2$ 11,000	所得割額の納付を要しない者 (第2号該当) 法附則第32条第1号に該当するもの	11,000	2
		その他	121,000	11
	$8,200 \times 1/2$ 8,200	所得割額の納付を要する者 (第3号該当) 法附則第32条第1号に該当するもの	225,500	55
		その他	1,123,400	137
	$5,500 \times 1/2$ 5,500	所得割額の納付を要しない者 (第4号該当) 法附則第32条第1号に該当するもの	2,700	1
		その他	22,000	4
	$5,500 \times 1/2$ 5,500	法附則第32条第1号に該当するもの	8,100	3
		その他	522,500	95
合 計		21,810,300	1,601	